

## 旭川市工事施行成績評定評価委員会要領

### (設置)

第1条 旭川市工事施行成績評定評価委員会(以下「委員会」という。)を次の各号の場合に置く。

- (1) 旭川市工事成績評定要領第8条第2項第2号の規定に基づき、請負人から説明を求められた評定結果を審議するとき。
- (2) 旭川市優良工事表彰要領第6条の規定に基づく表彰対象候補者の報告を受け表彰候補者を審議するとき。
- (3) 旭川市設計等委託業務成績評定要領第8条第2項第2号の規定に基づき、受注者から説明を求められた評定結果を審議するとき。

### (組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務監
- (3) 工事検査課長
- (4) 契約課長
- (5) 公共建築課長
- (6) 土木建設課長
- (7) 当該請負工事の主管課長
- (8) 当該委託業務の主管課長

### (委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 緊急やむを得ない事情等により、委員会を招集できない場合には、書類の持ち回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。この場合は、表決に参加した者を出席した者とみなす。
- 6 会議は公開しない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、工事検査課において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。